

檀原市立檀原中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

このことから、すべての教職員が、いじめは生徒の尊厳を深く傷つける重大な人権侵害であるとの認識を持ち、すべての生徒の人権が十分に守られ、安心して学校生活を送れるよう取り組まなければならない。

そのために、教職員自らがいじめの問題への理解を深め、対応力を向上させるよう常に研鑽するとともに、学校全体で組織的に取組を進め、「生徒一人ひとりが生き生きと輝く学校」づくりに努める。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

2 いじめ防止等のための体制

①学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針、県や市の基本方針を参考にして、いじめ防止等の取組の基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

②いじめ防止等のための組織〈22条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。 【別紙1】

③いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。 【別紙2】

3 いじめ防止等のための取組

生徒が主体的に学び、共に生活できる姿勢を育む環境をつくるのが、いじめの防止等の取組の大きな目的である。したがって、いじめの防止等の取組を実効的なものとするためには、生徒の主体性を尊重し、生徒の声を大切にしたい取組をすすめることが重要である。

①いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるということを踏まえ、すべての生徒をいじめに向か

わせない土壌づくりを大切にしたい。このため、生徒の主体性を尊重した学級経営や教育活動を展開し、生徒の居場所づくり、絆づくりを行う。

②いじめの早期発見

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることも多い。また、いじめられた生徒が、いじめを受けた事実を自ら訴えることは心理的に容易ではない。そこで、生徒のささいな変化や兆候を見逃さないために、生徒の話にじっくりと耳を傾けたり、生徒目線で物事を考えたりすることで、生徒の置かれている状況や心情の理解に努める。

③いじめへの対処

いじめ事象を確認した場合、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応を行う。また解決に向けては、特定の教職員で抱え込むことなく、学年および学校全体で組織的対応を行う。さらに、被害生徒を徹底して守り抜くという姿勢を忘れず、当該生徒の話をも十分に聴き取り、心情を尊重した対応を心掛ける。

また、いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に見守る。

4 重大事態への対応

生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、「いじめ問題対策委員会」により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、市及び市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

本基本方針をはじめとするいじめ防止等の取組については、いじめ防止等に実効性のある取組となるよう、「いじめ問題対策委員会」において点検し、必要に応じて見直しを行う。